

被扶養者認定に必要な提出書類一覧

提出書類に基づき、健康保険組合で扶養認定可否の審査を行います。扶養申請対象者との関係や収入の状況によっては、下記以外の証明書類の提出を求めたり、より細かな確認を行う場合があります。また、確認された状況により申請が否認される場合もありますので、予めご了承ください。

【提出必須書類：全員】 ①～⑤については、該当する場合は全員必ず提出してください。

提出書類	区分	別居可						同居必須	備考
		配偶者	父母・祖父母	子		兄弟姉妹・孫		3親等内親族 その他	
				高校生以上	中学生以下	高校生以上	中学生以下		
① 被扶養者(異動)届 (健保組合専用書類)		○	○	○	○	○	○		
② 被扶養者申請調書 (健保組合専用書類)		○	○	○		○	○		
③ 被扶養者認定チェックシート (健保組合専用書類)		○	○	△		△	○	△大学卒業以上は必須	
④ 市区町村窓口で交付された直近分の所得証明書 または住民税課税(非課税)証明書の原本 (注1)		○	○	△		△	○	△高校卒業以上は必須 ※証明書に給与・年金以外の収入の記載がある場合、確定申告書の提出が必須	
⑤ 在留カード(両面写し) : 外国籍の場合		○	○	○	○	○	○		
※ 国民年金第3号被保険者届 : 配偶者のみ		○						年金関係の届出も必要。詳細は事業所人事部にご確認ください。	

【添付書類：該当する項目を確認して提出】

該当する項目を提出	収入あり	認定基準内の収入で就労	直近3カ月分の給与明細(写し)	○	○	○	○	○	○	
				不動産、雑、配当、株式等給与以外の収入あり	直近の確定申告書(写し)	○	○	○		○
年金を受給	直近の年金受給通知書(写し)	○	○	○		○		○	受給している年金すべて(老齢・障害・遺族等)	
過去2年の間に就労していた	失業給付を受給しない	雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(原本)	○	○	○		○		○	離職票1ではありません(注2)
	失業給付を受給予定または給付制限期間中	離職票1・2(写し) または雇用保険受給資格者証(両面写し)	○	○	○		○		○	前職からの離職票受領に時間がかかる場合は、退職証明書・資格喪失証明書等、退職日が確認できる書類(原本)で代替可
	失業給付の受給延長申請をする予定	離職票1・2(写し)	○	○	○		○		○	
	失業給付を受給延長中	受給延長通知書(原本)	○	○	○		○		○	
	失業給付を受給完了	雇用保険受給資格者証(両面写し)	○	○	○		○		○	支給終了日の記載があるもの
	雇用保険未加入	雇用保険未加入である旨記載の退職証明書(原本)	○	○	○		○		○	公務員は辞令(写し)
学 生	在学証明書(原本) または学生証(写し)	○	○	○		○		○		
婚姻したことによる申請の場合	婚姻届受理証明書等 婚姻日がわかる公的書類(原本)	△ (注3)								△:「当組合の被扶養者になる日=婚姻日」の場合は提出
扶養義務・生計維持関係の確認	同居	世帯全員の住民票写し(原本) ※続柄・筆頭者の記載があるもの	△	○ (注4)	△	△	○ (注4) (注5)	○ (注4) (注5)	○ (注4)	△:外国籍等、被保険者と対象者の姓が異なる時は提出 △子:配偶者がいない時は提出
		世帯全員の住民票写し(原本) ※続柄・筆頭者の記載があるもの		○ (注4)	△	△	○ (注4) (注5)	○ (注4) (注5)	△	△子:配偶者がいない時は提出
	別居	直近一年分の送金証明		○			○	○	△	ATMの振込票や通帳コピー等
	別居	被保険者との続柄を証明する書類(戸籍謄本等)	△	○	△	△	○	○	△	△:外国籍等、被保険者と対象者の姓が異なる時は提出
夫婦共同扶養(共働き)の場合	配偶者の収入の証明書類			○	○					配偶者が当組合の被扶養者となっていない場合は必須

○印:必ず提出 △印:該当する人は必ず提出

＜注意事項＞

- 注1: 所得証明書または住民税課税(非課税)証明書(自治体により名称が異なる)は、その年の1月1日時点の住民票所在地の市区町村窓口で申請を行い交付されるものです。給与以外の収入の有無等も確認しますので、就労していた方も含めいずれかを提出してください。
- 注2: 失業等給付を受給する意思がないにもかかわらず前職から離職票1・2が交付されている場合は、離職票1・2の原本をご提出いただくとともに、受給する意思がないこととその理由を申請調書に必ず記載してください。
- 注3: 婚姻した方で、対象者の添付書類の氏名が全て旧姓の場合は、旧姓・新姓が確認できる公的書類を追加書類として添付してください。
- 注4: 世帯全員の住民票に扶養申請対象者以外の成人家族がいる場合は、その方の収入を証明する書類を追加書類として添付してください。
- 注5: 扶養申請対象者が兄弟姉妹・孫で、別居の父母がいる場合は、父母の収入を証明する書類を追加書類として添付してください。